

教員採用試験Q & A

1 試験全般について

Q1-1 出願から内定までのスケジュールを教えてください。

A 令和7年度採用選考試験のスケジュールは以下のとおりです。

4月26日(金)	実施要項ホームページ公開
5月1日(水)～24日(金)	志願書等受付 24日(金)の消印有効 電子申請 22日(水)19:00 まで
6月下旬	受験票発送(電子メールで送付)
6月29日(土)・30日(日)	第1次選考(一般・教職、教科等専門)
7月下旬	1次結果発表
8月1日(木)～2日(金)、5日(月)～ 8日(木)	第2次選考(適性検査、小論文、個人面接)
9月末	2次結果(採用内定者)発表

Q1-2 採用予定数の「～名程度」とは、どれくらいのことですか。

A あくまで「程度」なので、状況によっては多くなることも少なくなることもあります。

Q1-3 出身県や出身大学による有利・不利はありますか。

A 出身県や出身大学による有利・不利はありません。

Q1-4 小中高すべての免許状を所有していないと選考で不利になりますか。

A 所有免許状の数による有利・不利はありません。ただし、令和5年度採用選考試験(令和4年実施)から、複数教員免許状所有者および司書教諭資格者に対する加点制度を実施しています。詳細については、Q6, Q7をご覧ください。

Q1-5 新卒者の内定率はどれくらいですか。

A 数年前より30%以上の水準が続いています。昨年実施の試験では約47%でした。

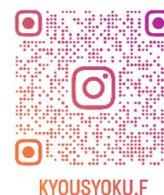
Q1-6 日本国籍を有しない場合でも、採用されますか。

A 「教育エキスパート特別選考」の英語教育分野において、日本国籍を有しない者も採用されます。その場合、任用の期限を付さない常勤講師となります。

Q1-7 今後、採用試験に関する情報は、どこで手に入れることができますか。

A 福井県教育庁教職員課のホームページに随時アップロードしていきます。
また、令和6年度より教職員課公式 Instagram を開設しました。こちらでも採用試験の情報を随時、発信していきます。

<https://www.instagram.com/kyousyoku.f/>



Q1-8 今回の採用試験での変更点はありますか。

A 今年度から以下の3点を新設・拡充しました。それぞれの詳細については、実施要項(ホームページ)をご覧ください。

- ①加点制度の対象となる資格の拡充(情報関連資格の追加)
 - ・IT パスポート試験等の資格所有者に対し加点を行います。
- ②チャレンジ第1次選考(※旧称:大学3年時第1次選考)の受験資格の拡充
 - ・大学3年生に限らず、受験する職種・校種・教科に相当する普通免許状を令和7年4月2日から令和8年3月31日までに取得見込みの者であれば受験可とします。
 - 【例】大学卒業後に別科等で教員免許を取得しようとしている養護教諭志願者等
- ③大学院修士課程修了時特別選考の受験資格の拡充
 - ・大学院進学希望者および大学院在学者で、令和8・9・10年度の教員採用選考試験における「大学院修士課程修了時特別選考」での受験を希望する者は、令和7年3月31日までに受験する職種・校種・教科等の教員免許状を取得できない場合においても、受験可とします。

2 特別選考について

Q2-1 特別選考にはどのような区分がありますか。

- A 特別選考には、以下の4つの区分があります。特別選考で受験する際は事前の書類提出が必要です。それぞれの詳細については、実施要項(ホームページ)で確認してください。
- ①盲学校(高等部)保健医療科担当教員特別選考
 - ②障がい者特別選考
 - ③大学院修士課程修了時特別選考
 - ④教育エキスパート特別選考
(専門教育・英語教育・スポーツ教育(従来枠)・スポーツ教育(地域連携枠)・芸術教育の各分野)

Q2-2 特別選考で受験するには、どのような手続きが必要ですか。

- A 電子申請による申請に加え、願書を提出する際に、志願書の他に該当する書類の提出が必要です。提出された書類をもとに、事前の書類審査を行い、特別選考対象者を決定します。結果は受験票送信時に通知します。

Q2-3 「大学院修士課程修了時特別選考」に、「令和7年度」と「令和8年度・令和9年度・令和10年度」の2種類がありますが、どのような違いがあるのですか。

- A 「令和7年度特別選考」は、R4年度、R5年度、R6年度の採用選考試験において、すでに令和7年度特別選考受験が認められている人が対象です。
- 「令和8年度・令和9年度・令和10年度特別選考」は、本年度の選考試験において、大学院在学者(進学予定)者が、この先の特別選考受験を申請する制度で、本年度の試験に合格する必要があります。

Q2-4 「令和8年度・令和9年度・令和10年度特別選考」を希望して、特別選考が認められた場合、1年後～3年後に採用が確約されたことになりますか。

- A 採用が確定するわけではありません。「特別選考受験資格を与える」ということであり、大学院修了年度に改めて特別選考で受験する必要があります。(令和7年度の試験内容は、適性検査、個人面接、レポート提出となっています。)なお、次の受験まで1年以上の期間がある場合は「中間報告会」を実施し、大学院における学びの報告・確認を行います。

3 第1次選考について

Q3-1 第1次選考では、どのような試験が行われますか。

A 「一般教養」と「教職専門」を1つにまとめた「一般・教職」の試験と、受験する校種、教科の「教科等専門」の試験があります。

Q3-2 第1次選考の選考内容を教えてください。

A 「一般・教職(100点)」と「教科等専門(200点)」です。「教科等専門」では、一部校種・教科に実技試験が含まれます。なお、R3採用試験(R2年度実施)から、「小学校」の試験における水泳・キーボード演奏等の実技試験は実施していません。

Q3-3 選考基準を教えてください。

A 「一般・教職」が基準点に達した者について、「教科等専門」に「教育職員免許状複数所有による加点」、「司書教諭資格による加点」、「外国語資格による加点」、「情報関連資格による加点」を加えた点数により選考します。なお、基準点については公表しておりません。

4 第2次選考について

Q4-1 第2次選考では、どのような試験が行われますか。

A 小論文試験と個人面接を行います。その他、第2次選考前に適性検査をオンラインで実施します。

Q4-2 第2次選考の選考内容を教えてください。

A 「個人面接(250点)」と「小論文(50点)」です。

Q4-3 選考基準を教えてください。

A 校種・教科別に「個人面接・小論文の結果(300点)」に「教育職員免許状複数所有による加点」、「司書教諭資格による加点」、「外国語資格による加点」、「情報関連資格による加点」を加えた点数により選考します。ただし、個人面接が基準に達していない場合には、不合格となります。なお、基準点については公表しておりません。

5 併願について

Q5-1 第1希望、第2希望の判定の仕方について教えてください。

A 第1希望、第2希望のそれぞれについて合否を判定します。希望の順による有利不利はありません。

Q5-2 第1希望、第2希望の両方に合格した場合はどうなるのですか。

A 第1希望、第2希望ともに合格した場合、第1希望が優先となります。

Q5-3 併願した場合、面接試験等はそれぞれの校種で受験しなければなりませんか。

A 複数校種を受験する必要があるのは、「教科等専門」の試験だけです。面接試験も含め、残りの試験については共通となっており、重ねて受験する必要はありません。

6 教育職員免許状複数所有による加点について

Q6-1 どのような人が加点されるのですか。

A 一般選考受験者で、指定の普通免許状を所有する方が加点対象となります(申請した場合のみ)。加点対象となる条件を実施要項でよく確認してください。

Q6-2 教育職員免許状複数所有による加点は第1次選考で行われる教科等専門の試験のみに加点されるのですか。

A 第1次選考、第2次選考、それぞれで加点されます。

Q6-3 申請方法について教えてください。

A 電子申請の所定の項目に必要な事項を入力してください。入力がない場合、該当する免許状を所有または取得見込であっても加点はされません。なお、今年度より、教育職員免許状の原本照合は必要ありません。ただし、令和7年3月31日までに加点対象となった教育職員免許状の所有状況が確認できなかった場合は、選考結果(採用内定および第1次選考全部免除の資格)を取り消す場合があります。

Q6-4 「小学校」を希望していますが、「特別支援」と「中学校数学」の普通免許状で加点申請しようと考えています。この場合、加点は何点になりますか。

A この場合は、10点(特別支援)+5点(中学校数学)の計15点が加点されます。

Q6-5 免許取得見込みでの加点申請を希望していますが、免許を取得できなかった場合はどうなりますか。

A 試験結果(内定、免除)が取り消される場合があります。申請する際には、慎重にご判断ください。

7 司書教諭資格の加点について

Q7-1 どのような人が加点されるのですか。

A 一般選考受験者で、司書教諭資格取得済みの者に5点を加点します。(申請した場合のみ)。取得見込みの者は対象外となります。

Q7-2 司書教諭資格の加点は第1次選考で行われる教科等専門の試験のみに加点されるのですか。

A 第1次選考、第2次選考、それぞれで加点されます。

Q7-3 申請方法について教えてください。

A 電子申請の所定の項目に必要な事項を入力してください。これまでに加点が認められた方については、司書教諭講習修了証書の原本照合は不要です。新規で申請を行う場合は、「司書教諭講習修了証書の写し」を志願書等の送付時に同封してください。また新規申請の場合、司書教諭講習修了証書の原本についても原本照合を行います。試験前日までに教職員課へ持参するか、試験当日の受付時に試験会場内に設置された加点受付まで持参してください。(受付終了までに原本の提示がなければ、加点されません。)

8 外国語資格の加点について

Q8-1 どのような人が加点されるのですか。

A 一般選考受験者で、指定の外国語検定(英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語)の資格を有する方が加点対象となります。

Q8-2 加点は第1次選考で行われる教科等専門の試験のみに加点されるのですか。

A 第1次選考、第2次選考、それぞれで加点されます。

Q8-3 申請方法について教えてください。

A 電子申請の所定の項目に級やスコアを入力してください。これまでに加点が認められた方については、証明書の原本照合は不要です。新規で申請を行う場合は、「級やスコアのわかる証明書の写し」を志願書等の送付時に同封してください。(加点の対象として該当する条件を要項でよく確認してください。)また新規申請の場合、証明書の原本についても原本照合を行います。試験前日までに教職員課へ持参するか、試験当日の受付時に試験会場内に設置された加点受付まで持参してください。(受付終了までに原本の提示がなければ、加点されません。)

Q8-4 英語資格を取得予定ですが、出願段階でまだ証明書が入手できない場合はどうしたらいいですか。

A 出願段階で証明書等が入手できていなければ、加点申請できません。

Q8-5 「小学校」で希望していますが、「英検2級(英語)」と「CAPLE 初級(ポルトガル語)」で加点申請しようと考えています。この場合、加点は何点になりますか。

A 異なる言語の場合、それぞれで加点されます。この場合は、5点(英検2級)+5点(CAPLE 初級)の計10点が加点されます。

9 情報関連資格による加点について

Q9-1 どのような人が加点されるのですか。

A 一般選考受験者で、対象となる資格(「Microsoft Office Specialist」、「IT パスポート試験」「基本情報技術者試験」)を有する方が加点対象となります。

Q9-2 加点は第1次選考で行われる教科等専門の試験のみに加点されるのですか。

A 第1次選考、第2次選考、それぞれで加点されます。

Q9-3 申請方法について教えてください。

A 電子申請の所定の項目に必要な事項を入力してください。その後、それらが分かる証明書の写しを志願書送付時に同封してください。(※「Microsoft Office Specialist(MOS)」の場合は「デジタル認定証」を以下のメールアドレス宛て(k-saiyou@pref.fukui.lg.jp)に送信してください。)
「IT パスポート試験」・「基本情報技術者試験」については原本照合を行います。試験前日までに教職員課へ持参するか、試験当日の受付時に試験会場内に設置された加点受付まで持参してください。(受付終了までに原本の提示がなければ、加点されません。)

10 第1次選考の免除制度について

Q10-1 第1次選考全部免除となるのはどのような人ですか。

A 以下の方が対象となります。

- ①他都道府県国公立学校での正規勤務経験者
- ②昨年度1次合格者(県内国公立学校勤務の講師等経験者および大学院在学者)
- ③昨年度「大学3年時第1次選考」合格者
- ④県内国公立学校勤務の講師経験者(60月以上経験者)

Q10-2 「他都道府県国公立学校での正規勤務経験者」は、どのような人が当てはまりますか。

A 出願時正規任用中の方は、昨年度末までで3年以上の勤務経験が必要です。

すでに退職されている方は、正規教員退職後今年度末で3年が経過する方までが該当します。

	～R3.4.1	R3.4.1～R4.3.31	R4.4.1～R5.3.31	R5.4.1～R6.3.31	R6.4.1～	免除
①	—	正規採用	→	→	任用中	○
②	—	講師	講師	正規採用	任用中	○
③	—	—	正規採用	→	任用中	×
④	—	—	講師	正規採用	任用中	×
⑤	講師	講師	講師	講師	講師任用中	×
⑥	正規任用中	R4.3.31付退職	—	—	—	○
⑦	正規任用中	R4.3.31付退職	—	講師	講師任用中	○
⑧	R3.3.31付退職	—	—	—	—	×
⑨	R3.3.31付退職	—	—	一次全部免除で受験	講師任用中	○

<出願時正規任用中の方(①～④)>

- ①の場合:正規採用されて3年が経過しているので、全部免除の対象です。
- ②の場合:正規採用されて1年が経過、その前に講師経験が2年あるので、全部免除の対象です。
- ③の場合:正規採用されて昨年度末までで合計2年なので、対象となりません。
- ④の場合:正規採用されて1年、その前の講師経験が1年で合計2年なので、対象となりません。

<出願時正規任用中でない方(⑤～⑨)>

- ⑤の場合:これまでの任用が講師のみですので、対象となりません。
- ⑥～⑦の場合:正規教員退職後3年以内なので、講師経験の有無によらず全部免除の対象です。
- ⑧の場合:正規教員退職後3年以上経過しているので、対象となりません。
- ⑨の場合:正規教員退職後3年以上経過しているので、他都道府県国公立学校での正規勤務経験者としては対象になりません。しかし、必要な条件を満たしていれば、県内国公立学校勤務の講師等経験者(昨年度1次合格者)として全部免除の対象となります。

※年度途中採用、年度途中退職の方は、それぞれ採用日、退職日から換算します。

Q10-3 「3年以上の勤務経験」には、休職、休業期間は含まれますか。

A 勤務経験年数は、常時勤務を要する期間に限ります。病休や育休等の休職、休業期間は経験年数には含まれません。これらの期間は除いて算出するようにしてください。

Q10-4 他都道府県で私立学校に勤務していますが、全部免除対象者になりますか。

A なりません。他都道府県における国公立学校での正規勤務経験者が対象です。

Q10-5 講師経験者で第1次選考を全部免除されるのは、どのような場合ですか。

A 県内の国公立学校に勤務している講師等(要項に示す「講師等の条件」を満たす者に限る)で、令和6年度採用試験(令和5年実施)において第1次選考を合格した場合です。(全部免除で受験した者を含む)

Q10-6 大学院在学者で第1次選考を全部免除されるのは、どのような場合ですか。

A 大学4年時に令和6年度採用試験(令和5年実施)において第1次選考を合格し、現在、大学院に在学している場合、実施要項に記載の「講師等の条件①」を満たさなくても第1次選考を全部免除で受験することができます。大学院に在学している期間は継続して採用試験を受験していれば、引き続き第1次選考全部免除で受験することができます。ただし、卒業後、在学中に得た免除資格を継続する場合には、「講師等の条件①」が適用されます。

Q10-7 第1次選考で合格した教科以外を受験する際も、1次選考全部免除になりますか。

A なりません。1次選考全部免除は、第1次選考で合格した校種・教科等にも適用されます。他の教科を受験する場合は、第1次選考一部免除となりますが、その教科の教科等専門の試験を受ける必要があります。

例①:R6年度試験は小学校で1次合格、併願した中高数学は1次不合格

→ R7年度試験:小学校は1次全部免除、中高数学は1次一部免除(教科等専門のみ受験)

例②:R6年度試験は特別支援学校で1次合格したが、R7年度は小学校で受験

→ R7年度試験:1次一部免除で小学校を受験可能(教科等専門のみ受験)

R8年度試験で再度、特別支援学校を受験しても、1次全部免除にはなりません。

Q10-8 県内国公立学校勤務の講師経験者(60月以上経験者)の場合、受験を希望する校種・教科等と現在勤務する学校の校種・教科等が異なっても第1次選考を全部免除で受験することは可能ですか。

A 実施要項に記載の「講師等の条件②」を満たしていれば、受験を希望する校種・教科等と現在勤務する学校の校種・教科等が異なっても第1次選考全部免除で受験(※併願含む)することができます。

Q10-9 「60月以上経験者」とありますが、以前の講師経験も認められますか。

A 任用期間が連続している必要はありません。ただし、受験年度には、講師として任用されていることが条件となります。

Q10-10 県内の私立学校で講師として勤務していますが、1次選考の免除になりますか。

A 昨年の採用試験において、「第1次選考合格」または「第1次選考不合格で『一般・教職』が基準に到達」していれば、第1次選考一部免除となり、教科等専門のみの受験となります。

Q10-11 昨年度、第1次選考一部免除で受験しましたが、第1次選考で不合格となりました。今年度も引き続き一部免除で受験できますか。

A 引き続き一部免除で受験することが可能です。

Q10-12 昨年度、出産のため受験を見送りました。今年度、再び受験する予定ですが、免除資格を引き継ぐことはできますか。

A 教職員課までお問い合わせください。

11 チャレンジ第1次選考について

Q11-1 日程や会場、試験内容はどうなりますか。

A 一般の教員採用選考試験と同日同時刻に同会場で実施します。試験内容も一般選考と同じ試験を行います。

Q11-2 一般・教職の試験だけに絞って受験することは可能ですか。

A できません。教科等専門までを受験しないと失格となるため、次年度免除対象者の資格は発生しません。

Q11-3 チャレンジ第1次選考を受験し、不合格となりましたが、「一般・教職」の基準点に達した場合、次年度の免除はどのようになりますか。

A チャレンジ第1次選考に合格できなくても、「一般・教職」試験が基準点に到達していれば、次年度の採用試験において、一般選考の第1次選考を一部免除で受験することができます。

Q11-4 今年度の募集区分にある校種・教科等は次年度も引き続き募集がありますか。

A 今年度、募集する校種・教科等と次年度に募集する校種・教科等とは異なる場合があります。今年度、受験した校種・教科等が次年度の教員採用選考試験で募集がない場合、受験することはできません。ただし、次年度に異なる校種・教科等で受験する場合、第1次選考合格者および第1次選考不合格者の中で「一般・教職」が基準点に達していた者は、一部免除で受験することができます。

Q11-5 加点制度の取扱いはどうなりますか。

A 加点の対象は、これまで通り一般選考受験者のみとします。チャレンジ第1次選考については適用しません。ただし、チャレンジ第1次選考に合格した者が、次年度、4年時に第2次選考を受験する際には、申請することができます。（一般選考とは別に選考するので、不利になることはありません。）

Q11-6 3年時に合格した場合、免除はいつまで有効でしょうか。

A 続けて受験している間は有効となります。（※講師等経験者および大学院在学者であることが条件）ただし、間が1年でも空いてしまうと無効になります。これは、一般選考の受験者と同じ条件となります。

Q11-7 大学4年生で、次年度から別科に進学し、養護教諭の免許取得を考えていますが、受験は可能ですか。

A 可能です。大学3年生に限らず、受験する職種・校種・教科に相当する普通免許状を令和7年4月2日から令和8年3月31日までに取得見込みの方であれば受験できます。

Q11-8 大学3年時と同様に、大学院1年時の受験は可能ですか。

A 可能ですが、別に大学院修士課程修了時特別選考制度があります。ご自身で検討の上、各制度を利用してください。

12 東京会場の設置について

Q12-1 日程や会場、試験内容はどうなりますか。

A 一般の教員採用選考試験と同日同時刻に同会場で実施します。試験内容も一般選考と同じ試験を行います。ただし、中高一括(英・音・美・体・家)、養護教諭、栄養教諭は東京会場では受験できません。

Q12-2 チャレンジ第1次選考の受験もできますか。

A 受験が可能です。

Q12-3 併願をする場合、1日目は東京会場で、2日目は福井会場と異なる会場で受験することはできますか。

A 併願をする場合は、福井会場もしくは東京会場のどちらか一方で受験してください。

13 電子申請について

Q13-1 これまでの申請とどこが異なりますか。

A 令和4年度までは一般選考において(第1次選考免除のない)すべての試験を受験する一部志願者についてのみ、電子申請ができる仕組みになっていました。昨年度より、原則として電子申請による申し込みのみとしております。電子申請ができない事情がある場合は、個別にご相談ください。

Q13-2 電子申請のみで申し込み手続きは終了でしょうか。

A 電子申請終了後、「申請書(志願書)のPDF」をダウンロードの上、カラープリンターでA4両面印刷してください。印刷した志願書とともに、選考区分に応じた提出書類を「簡易書留」で郵送してください。

Q13-3 受験票はどのように取得すればよいでしょうか。

A 電子申請終了後、6月下旬に電子メールにて発送します。ダウンロードの上、印刷し、規定の大きさに切り取って、受験会場に持参してください。

14 その他

Q14-1 試験問題は持ち帰ってよいですか。

A 試験問題は当日持ち帰りが可能です。

Q14-2 採用試験会場には、どのような服装でいけばいいですか。

A 教員採用を目指す者にふさわしい身なりで受験してください。ただし、暑い時期ですので、上着やネクタイの着用は不要です。

Q14-3 採用内定者は全員採用されますか。

A 採用内定者は、原則として、毎年4月1日付けで全員採用しています。

ただし、採用内定を得た校種・教科等の普通(専修)免許状が取得できなかった場合や教員としての適格性を欠く事実が明らかになった場合、受験資格の要件が満たされない場合には、採用内定が取り消されます。

また、提出書類に虚偽の記載をした場合、記載事項の秘匿があった場合などは、内定を取り消すことがあります。(採用後に判明した場合は、懲戒処分の対象となることがあります。)

教育職員免許状複数所有による加点は取得見込みによる申請も可能ですが、令和7年3月31日までに加点対象となった教育職員免許状が取得できなかった場合は、選考結果(採用内定および第1次選考全部免除の資格)を取り消す場合があります。

Q14-4 志願書にある「指導できるクラブ、部活動」の欄はどのレベルを書けばよいのですか。

A 本格的な経験はなくても、趣味程度のことでよいので、積極的に書いてください。

Q14-5 障がい者特別選考で申請するほどではありませんが、左耳の聴力が落ちており、座席を考慮してほしい場合、どうすればいいですか。

A 出願時にその旨を文書(様式自由)で提出してください。

Q14-6 過去の採用試験問題がほしい時は、どうすればいいですか。

A 福井県庁1階 県政情報センターで過去3年分の試験問題を公開しています。必要な方は、そちらで手続きを行い、入手してください。